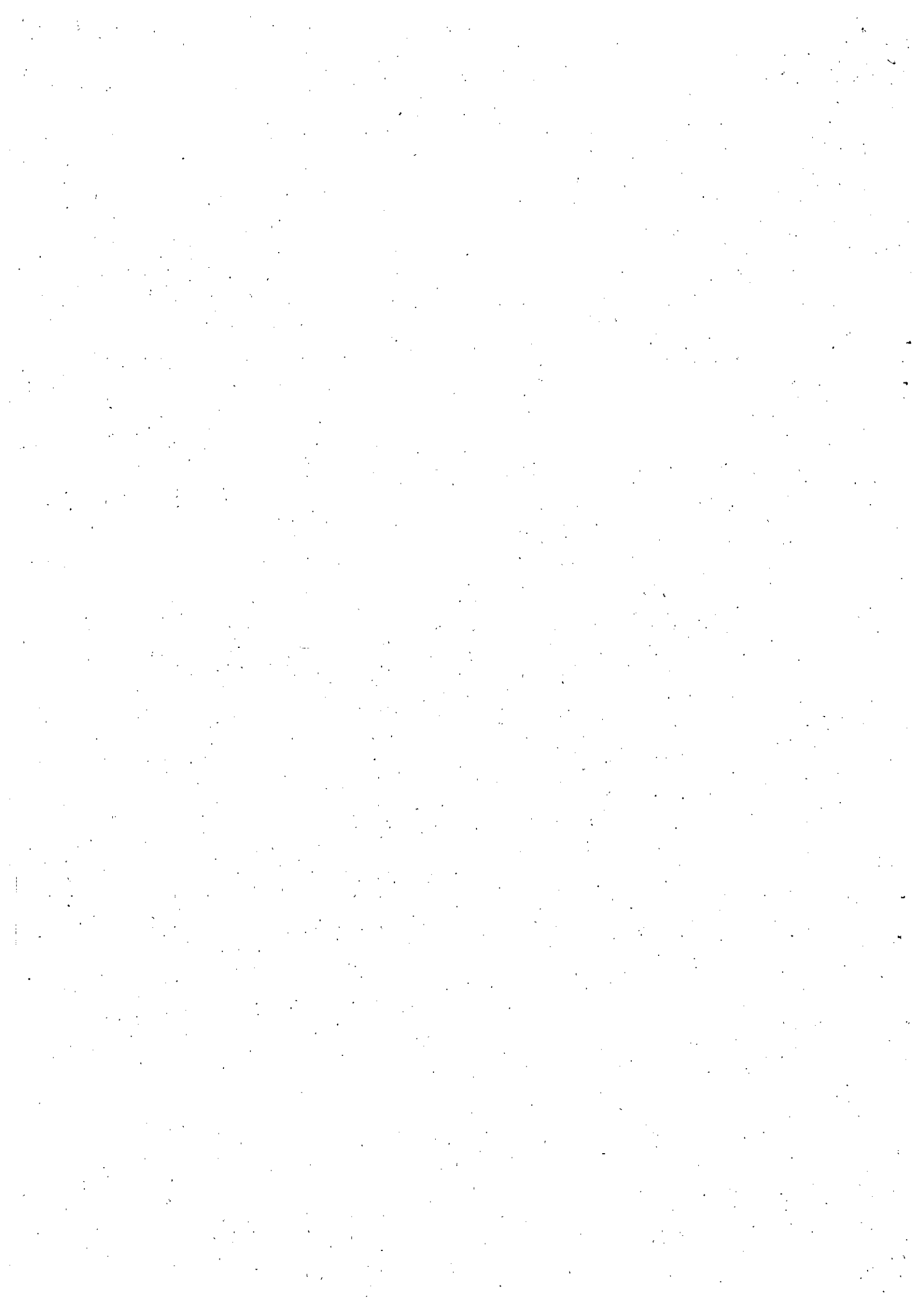


住民投票制度の制定に関する参考資料

(その2)



長崎市市民投票規則施行規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、長崎市市民投票規則（令和 年 月 日規則第 号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、市民投票に関し必要な事項を定めるものとする。

（請求権を有する者の数の告示）

第2条 長崎市選挙管理委員長は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿（以下「選挙人名簿」という。）の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者の総数の20分の1の数をその登録が行われた日後直ちに告示するものとする。

（代表者証明書の申請等）

第3条 規則第3条第1項の規定により市民投票の実施の請求（以下「市民請求」という。）をしようとする代表者（以下「代表者」という。）は、長崎市選挙管理委員長に対し、様式第1号の請求書により、市民投票に付そうとする事項及びその要旨（1,000字以内）その他必要な事項を記載した様式第2号の請求書（以下「実施請求書」という。）の当該市民投票に付そうとする事項が規則第2条各号に掲げる事項のいずれにも該当しないことの確認の請求をするとともに、様式第3号の申請書により代表者であることの証明書の交付を申請しなければならない。

2 長崎市選挙管理委員長は、前項の請求があった場合において、市民投票に付する事項が規則第4条に規定する形式に該当しないとき、又は実施請求書に形式上の不備があると認めるときは、代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。

（代表者証明書の交付等）

第4条 長崎市選挙管理委員長は、前条第1項の規定による請求及び申請があった場合において、実施請求書に記載された市民投票に付そうとされる事項が規則第2条各号のいずれにも該当しないこと及び規則第4条に規定する形式に該当すること並びに代表者が規則第3条第1項に規定する請求資格者（以下「請求資格者」という。）であり、かつ、同条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを確認したときは、前条第1項の規定による申請の日現在における請求資格者の数の総数の20分の1の数を付記した様式第4号の証明書（以下「代表者証明書」という。）を代表者に交付するとともに、その旨を告示するものとする。

2 長崎市選挙管理委員長は、前項の規定による交付の際に、実施請求書を返付するものとする。

3 長崎市選挙管理委員長は、第1項の規定により代表者証明書を交付したときは、直ちに同項の規定により代表者証明書に付記した請求資格者の数の総数の6分の1の数を告示するものとする。

(申請の却下)

第5条 長崎市選挙管理委員長は、第3条第1項の規定による請求及び申請があった場合において、代表者が代表者たる資格を有しないと認めるとき、実施請求書に記載された市民投票に付そうとされる事項が規則第2条各号に規定するいずれかの事項に該当すると認めるとき、又は代表者が前条第2項の規定により補正を求められたにもかかわらず、その定められた期間内に補正をしないときは、第3条第1項の規定による請求及び申請を却下するものとする。

2 前項の規定による却下をしたときは、長崎市選挙管理委員長は、その旨を当該請求及び申請をした者に対し様式第5号の通知書により通知するものとする。

(代表者の変更)

第6条 代表者証明書の交付を受けた代表者が2人以上ある場合において、その一部の代表者が規則第3条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の代表者は、様式第6号の届出書に当該代表者証明書を添えて長崎市選挙管理委員長に届け出て、当該代表者証明書に代表者の変更に係る記載を受けなければならない。

2 長崎市選挙管理委員長は、前項の届出を受けた場合その他当該代表者が規則第3条第2項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を告示するものとする。

(署名の実施)

第7条 代表者は、様式第7号の署名簿（以下「署名簿」という。）に市民投票実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、請求資格者に対し、署名（視覚に障害を有する者が公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。）及び押印を求めなければならない。

2 代表者は、請求資格者に委任して、他の請求資格者に対して、署名簿に署名及び押印を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写し並びに署名及び押印を求めることを代表者から委任された旨を、

示す様式第8号の委任状（以下「署名収集委任状」という。）又はその写しを付した署名簿を用いなければならない。

3 代表者は、前項の規定により署名及び押印を求めるための委任をしたときは、直ちに様式第9号の届出書により長崎市選挙管理委員長に届け出なければならない。

4 本市において衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、長崎県の議会の議員若しくは長の選挙又は長崎市の議会の議員若しくは長の選挙が行われることとなるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第5項及び第6項に規定する期間については、第1項及び第2項の規定による署名及び押印を求める事ができない。

5 請求資格者は、身体の故障又はその他の理由により署名簿に署名することができないときは、他の請求資格者（代表者及び第2項の規定により代表者から委任を受けて請求資格者に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。）に委任して、自己の氏名（以下「請求資格者の氏名」という。）を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による請求資格者の氏名の記載は、委任をした者の署名とみなす。

6 前項の規定により委任を受けた者（以下「氏名代筆者」という。）が請求資格者の氏名を署名簿に記載する場合においては、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない。

7 第1項及び第2項の規定による署名及び押印は、第4条第1項の規定による告示があった日から31日以内でなければこれを求めることができない。ただし、第4項の規定により署名及び押印を求めることができないこととなったときは、その期間を除くものとする。

8 署名簿に署名及び押印をした者は、代表者が次条第1項の規定により署名簿を長崎市選挙管理委員長に提出するまでの間は、代表者を通じて、署名簿の署名及び押印を取り消すことができる。

（署名簿の提出）

第8条 署名簿に署名及び押印をした者の数が第4条第3項の規定により告示された数に達したときは、代表者は、前条第7項の規定による期間中又は期間満了の日の翌日から起算して5日以内に、署名簿（署名簿が2冊以上に分れているときは、これらを一括したもの）に様式第10号の申請書を付して長崎市選挙管理委員長に提出し、署名簿に署名及び押印をした者が請求資格者であることの証明を求めなければならない。

2 長崎市選挙管理委員長は、署名簿に署名及び押印をした者の数が第4条第3項の規定に

より告示した数に達したと認められないとき又は前項の規定による提出が同項の規定による期間の経過後にされたものであるときは、これを却下するものとする。

(署名の審査)

第9条 長崎市選挙管理委員長は、前条第1項の規定による申請があった日から20日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明するものとする。

2 長崎市選挙管理委員長は、前項の審査をするに当たっては公職選挙法第22条の規定により選挙人名簿に登録される資格を有する者を登録した選挙人名簿を署名審査用の名簿として使用するものとする。

3 長崎市選挙管理委員長は、第1項の証明をするに当たっては1の署名ごとに審査を行い、審査の結果、署名簿の署名の有効無効を決定するときは、印をもってその旨を証明するものとする。

(署名の効力及び関係人の出頭証言)

第10条 長崎市選挙管理委員長は、同一人に係る2以上の有効署名及び押印があるときは、その1を有効と決定するものとする。

2 署名簿の署名で次に掲げるものは、これを無効とする。

(1) この規則の定める所定の手続によらない署名

(2) 何人であるかを確認し難い署名

3 第12条第3項の規定により詐偽又は強迫に基づく旨の異議の申出があった署名で長崎市選挙管理委員長がその申出を正当であると決定したものは、これを無効とする。

4 長崎市選挙管理委員長は、署名の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができる。

(署名審査録)

第11条 長崎市選挙管理委員長は、様式第11号の署名審査録(以下「署名審査録」という。)を作製し、署名の効力の決定に関し、関係人の出頭及び証言を求めた次第並びに無効と決定した署名についての決定の次第その他必要な事項をこれに記載し、署名簿の署名の効力が確定するまでの間、これを保存するものとする。

(署名簿の縦覧及び署名の証明の修正)

第12条 長崎市選挙管理委員長は、第9条第1項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、署名簿に署名及び押印をした者の総数及び有効署名の総数を告示するとともに、

その日から7日間、その指定した場所において署名簿を第9条第2項の署名審査用の名簿に登載されている者の縦覧に供するものとする。

2 前項の署名簿の縦覧の期間及び場所については、長崎市選挙管理委員長は、あらかじめこれを告示し、かつ、公衆の見易い方法によりこれを公表するものとする。

3 署名簿の署名に異議があるときは、代表者、その委任を受けた者、署名をした者、他人に自己の名を偽筆された者等署名に直接利害関係があるものは、第1項の規定による縦覧期間内に長崎市選挙管理委員長にこれを申し出ることができる。

4 長崎市選挙管理委員長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から14日以内にこれを決定するものとする。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、速やかに第9条第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人に通知し、併せてこれを告示し、その申出を正当でないとして決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知するものとする。

5 長崎市選挙管理委員長は、前項の規定による証明の修正をする場合においては、その修正が異議の決定に基づく旨並びに異議の申出人の氏名及び異議の決定の年月日を署名簿に付記するとともに、署名審査録にその修正の次第を記載するものとする。

(署名簿の返付)

第13条 長崎市選挙管理委員長は、前条第1項の規定による縦覧期間内に異議の申出がないとき、又は同条第4項の規定による全ての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を代表者に返付するものとする。

2 長崎市選挙管理委員長は、前項の規定により署名簿を代表者に返付する場合には、当該署名簿の末尾に、署名及び押印をした者の総数並びに有効署名及び無効署名の総数を記載するものとする。

(市民投票の請求)

第14条 市民請求は、前条第1項の規定により返付を受けた署名簿の署名の効力の決定に関し、代表者において不服がないときは、その返付を受けた日から5日以内に、長崎市選挙管理委員長に対して実施請求書に有効署名が第4条第3項の規定により告示した数以上であることを証明する様式第12号の証明書及び署名簿を添えてこれをしなければならない。

2 長崎市選挙管理委員長は、前項の市民請求があった場合において、その請求が規則又はこの規則で定める方式を欠いているときは、3日以内の期限を付してこれを補正させるもの

とする。

(請求の却下)

第15条 前条第1項の市民請求があった場合において、署名簿の有効署名の総数が第4条第3項の規定により告示した数に達しないとき、又は前条第1項に規定する期間を経過しているとき、又は代表者が前条第2項の規定により補正を求められたにもかかわらず、その定められた期間内に補正をしないときは、長崎市選挙管理委員長はこれを却下するものとする。

2 前項の却下をしたときは、長崎市選挙管理委員長は、直ちにその旨を告示するものとする。

(市民投票の実施の通知)

第16条 長崎市選挙管理委員長は、規則第3条第7項の規定による公表をしたときは、当該投票の請求が市民請求である場合は代表者に、同条第6項に規定する議会請求である場合は議会議長にその旨を通知するものとする。

(投票資格者名簿の調製)

第17条 長崎市選挙管理委員長は、規則第8条第2項に規定する告示日（以下「告示日」という。）の前日現在の規則第5条第1項の投票資格者（以下「投票資格者」という。）を規則第6条第1項の投票資格者名簿（以下「投票資格者名簿」という。）に登録するものとする。この場合において、投票資格者の年齢は、市民投票の期日（以下「投票日」という。）現在によるものとする。

2 投票資格者名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別、生年月日等の記載をするものとする。

3 投票資格者名簿は、第19条に規定する投票区ごとに調製するものとする。

4 市民投票の投票を行う場合においては、投票資格者名簿の抄本を用いるものとする。

(市民投票の実施の告示)

第18条 規則第7条第4項の規定による告示は、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 投票日

(2) 市民投票に付する事項

(3) その他必要な事項

(投票区)

第19条 市民投票の投票区は、公職選挙法第17条の規定の例により設けられた投票区と

する。

(投票所)

第20条 規則第8条第1項の規定による同項の投票所(同項に規定する期日前投票の投票所(以下「期日前投票所」という。))を除く。以下同じ。)の設置は、投票区ごとに長崎市選挙管理委員長の指定する場所に行うものとする。

2 規則第8条第1項の規定による期日前投票所の設置は、長崎市選挙管理委員長の指定する場所に行うものとする。

(投票所の開閉時間)

第21条 投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。

2 期日前投票所は、期日前投票所ごとに市長の指定する時間に開き、閉じる。

(投票管理者)

第22条 市民投票の投票に関する事務を担当させるため、投票所及び期日前投票所ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、長崎市選挙管理委員長の選任した者をもって充てる。

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第23条 長崎市選挙管理委員長は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、あらかじめ選任しておくものとする。

2 長崎市選挙管理委員長は、投票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合においては、直ちに臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任するものとする。

(投票管理者又はその職務代理者の氏名の告示)

第24条 長崎市選挙管理委員長は、第22条第2項又は前条第1項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を告示するものとする。

(投票立会人)

第25条 長崎市選挙管理委員長は、投票所にあつては、各投票区における投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任し、投票日の3日前までに、本人に通知するものとする。

2 長崎市選挙管理委員長は、期日前投票所にあつては、投票資格者名簿に登録されている

者の中から、本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任し、告示日までに、本人に通知するものとする。

3 長崎市選挙管理委員長は、投票立会人を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を当該投票立会人の立ち会う投票所及び期日前投票所の投票管理者に通知するものとする。

4 長崎市選挙管理委員長は、投票立会人の選任に際しては、中立性の保持に留意するものとする。

5 投票立会人で参会する者が投票所若しくは期日前投票所を開くべき時刻になっても2人に達しないとき又はその後2人に達しなくなったときは、投票管理者は、投票所にあつてはその投票区における投票資格者名簿に登録されている者の中から、期日前投票所にあつては投票資格者名簿に登録されている者の中から2人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち合わせなければならない。

6 投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(投票用紙の交付及び様式)

第26条 投票用紙は、投票の当日にあつては投票所において、期日前投票の日にあつては期日前投票所において規則第11条及び規則第12条第5項に規定する投票人に交付するものとする。

2 投票用紙の様式は、様式第13号のとおりとする。

(代理投票)

第27条 規則第12条第3項の代理投票をしようとする投票人は、投票管理者に申請しなければならない。

2 前項の投票人が規則第12条第3項の代理投票をすることができる者であるときは、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該投票人の投票を補助すべき者2人をその承諾を得て定め、その1人に投票の記載をする場所において投票用紙に同項の規定による記載をさせ、他の1人をこれに立ち合わせなければならない。

(点字投票)

第28条 視覚に障害を有する投票人は、規則第12条第4項の点字投票をしようとするときは、投票管理者に対して、その旨を申し立てなければならない。2 前項の規定による申立てがあつた場合は、投票管理者は、点字投票である旨の表示をした投票用紙を交付しな

ればならない。

3 前項の投票用紙の様式は、様式第14号のとおりとする。

(期日前投票等)

第29条 規則第12条第5項に規定する期日前投票は、投票の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人の投票について、告示日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所において行わせることができものとする。

(1) 職務若しくは業務又は公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)第15条の4に規定する用務に従事すること。

(2) 用務(前号の公職選挙法施行規則第15条の4に規定するものを除く。)又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

(3) 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは婦人補導院に収容されていること。

(不在者投票)

第30条 規則第12条第5項に規定する不在者投票(以下「不在者投票」という。)は、投票日の当日に前条各号に掲げる事由に該当すると見込まれる投票人について、公職選挙法施行令の規定の例により置くこととされる不在者投票管理者の管理する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを不在者投票用封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、公職選挙法第49条第2項に規定する身体に重度の障害がある投票人については、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便により長崎市選挙管理委員長に送付する方法により行わせることができる。

(投票録の作成)

第31条 投票管理者は、様式第15号の投票録(以下「投票所投票録」という。)を作成し、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

2 期日前投票所の投票管理者は、当該期日前投票所を設ける期間の各日において、様式第

16号の投票録（以下「期日前投票所投票録」という。）を作成し、当該日における投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

（投票箱等の送致）

第32条 投票管理者（期日前投票の投票管理者を除く。）は、投票の当日に、その投票箱、投票所投票録及び投票資格者名簿又はその抄本を第35条に規定する開票管理者に送致しなければならない。

2 期日前投票所の投票管理者は、期日前投票所を設ける期間の末日に、その投票箱、期日前投票所投票録及び投票資格者名簿又はその抄本を長崎市選挙管理委員長に送致しなければならない。

（開票区）

第33条 市民投票の開票区は、公職選挙法第18条の規定の例により設けられた開票区とする。

（開票所）

第34条 規則第16条の規定による開票所の設置は、開票区ごとに長崎市選挙管理委員長の指定する場所に行うものとする。

（開票管理者）

第35条 市民投票の開票に関する事務を担当させるため、開票所ごとに開票管理者を置く。

2 開票管理者は、長崎市選挙管理委員長が選任した者をもって充てる。

（開票管理者の職務代理人又は職務管掌者の選任）

第36条 長崎市選挙管理委員長は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者をあらかじめ選任しておくものとする。

2 長崎市選挙管理委員長は、開票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合においては、直ちに臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者を選任するものとする。

（開票管理者又はその職務代理人の氏名の告示）

第37条 長崎市選挙管理委員長は、第35条第2項又は前条第1項の規定により開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を告示するものとする。

(開票立会人)

第38条 長崎市選挙管理委員長は、開票所について、各開票区における投票資格者名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、3人以上10人以下の開票立会人を選任し、投票日の3日前までに、本人に通知するものとする。

2 長崎市選挙管理委員長は、開票立会人が投票日の前日までに3人に達しなくなったときは投票資格者名簿に登録されている者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせるものとする。

3 長崎市選挙管理委員長は、開票立会人を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を当該開票立会人の立ち会う開票所の開票管理者に通知するものとする。

4 長崎市選挙管理委員長は、開票立会人の選任に際しては、中立性の保持に留意するものとする。

5 開票管理者は、開票立会人が投票日以後に3人に達しなくなったとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になっても3人に達しないとき若しくはその後3人に達しなくなったときは投票資格者名簿に登録されている者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせなければならない。

6 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(投票者数の算出等)

第39条 開票管理者は、長崎市選挙管理委員長から、当該開票区に係る期日前投票に関し、期日前投票所投票録その他必要な書類等の送致を受け、かつ当該開票区の区域に属する全ての投票区の投票管理者から、投票所投票録その他必要な書類等の送致を受けたときは、開票立会人の立会いの上、直ちに当該書類等を点検し、当該開票区に係る投票資格者の数及び投票した者の数を算出しなければならない。

2 前項の規定により投票資格者の数及び投票した者の数を算出したときは、開票管理者は、直ちにその数を長崎市選挙管理委員長に報告しなければならない。

(市民投票の成立又は不成立の決定)

第40条 長崎市選挙管理委員長は、全ての開票管理者から前条第2項の規定による報告がなされたときは、投票資格者の総数及び投票した者の総数を算出し、規則第17条第1項の規定による当該市民投票の成立又は不成立の決定をするものとする。

2 長崎市選挙管理委員長は、前項の規定による決定をしたときは、当該決定を開票管理者

に通知するものとする。

(開票作業等)

第41条 開票管理者は、前条第2項の規定により市民投票の成立の決定の通知を受けたときは、開票立会人とともに、当該市民投票における各投票所及び各期日前投票の投票所の投票を開票区ごとに混同して投票を点検しなければならない。

2 開票管理者は、前項の規定による投票の点検が終わったときは直ちに様式第17号の開票録その他必要な書類等を長崎市選挙管理委員長に送付しなければならない。

3 前項の開票録には開票に関する次第を記載するものとし、開票管理者は、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

4 開票管理者は、前条第2項の規定により市民投票の不成立の決定の通知を受けたときは、投票管理者から送致を受けた投票箱、投票所投票録その他必要な書類等を、送致を受けた状態のまま、長崎市選挙管理委員長に送付しなければならない。

(開票の参観)

第42条 投票した者は、その開票所につき、開票の参観を求めることができる。

(開票の確定)

第43条 長崎市選挙管理委員長は、全ての開票管理者から第41条第2項の規定による書類等の送付を受けたときは、その書類等を調査し、次に掲げる事項を確定するものとする。

- (1) 投票者総数
- (2) 棄権者
- (3) 不受理及び持帰りの数
- (4) 投票の成立又は不成立
- (5) 投票総数
- (6) 有効投票数
- (7) 賛成の投票数
- (8) 反対の投票数
- (9) 無効投票数
- (10) その他必要な事項

(開票結果の告示)

第44条 規則第17条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項及び前条各号に掲げる

事項を記載して行うものとする。ただし、市民投票が成立しなかったときは、同条第6号から第9号までの事項を除くものとする。

- (1) 投票日
 - (2) 市民投票に付する事項
 - (3) 投票日における投票資格者数
- (文書の保管)

第45条 長崎市選挙管理委員長は、市民投票に係る文書を、規則第17条第2項の告示後4年間保管するものとする。

(直接請求の例による事項)

第46条 前条までに定めるもののほか、市民投票の請求及び発議に関し必要な事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）に規定する市町村における直接請求の例による。

(選挙の例による事項)

第47条 前条までに定めるもののほか、市民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則に規定する地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の例による。

(その他)

第48条 この規則に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、長崎市選挙管理委員長が別に定める。

附則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。